

やなぎ通信

2019年12月号



相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法務事務所



大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所
VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎKAJグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法務事務所
行政書士法人やなぎKAJグループ

やなぎグループから旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「相続財産を把握する、相続方法」

このたび、皆さまお馴染みのSNSツール “LINE” で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。



相続財産を把握しよう！！

相続が発生したら死亡届の提出、遺言書の確認、相続人調査、相続財産調査、相続税の申告など様々な手続きが必要になります。特に相続財産を把握しておくことは非常に大切です。相続財産がいくらあるか分からないと相続税の計算ができないため申告も節税対策もできません。相続財産にはプラスの財産だけでなくマイナスの財産もあるので、いつの間にか借金を肩代わりしてしまう可能性があります。また、相続財産を把握しないと遺産分割協議の話し合いができないので、正確に調べておかないと、親族間でもめてしまうことになるかもしれません。

相続財産とは何か？

相続財産とは亡くなった方が残した「権利と義務」のことを言います。

つまり、相続財産にはプラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれます。ですから、亡くなった方が借金を残されたり、借金の連帯保証人になっていなかつたかどうかを調べる必要もでてくるのです。

プラスの財産

不動産（土地・建物）

宅地・居宅・農地・店舗・貸地など

不動産上の権利

借地権・地上権・定期借地権など

金融資産

現金・預貯金・有価証券・株式・国債・社債

動産

車・家財・骨董品・宝石・貴金属など

その他

債権・貸付金・売掛金・手形債権

ゴルフ会員権・著作権・特許権など

マイナスの財産

借金

借入金・買掛金・手形債務・リース未払金など

公租公課

未払の所得税・住民税・固定資産税など

保証債務

その他

未払費用・未払利息・未払の医療費・預り敷金など

相続財産に該当しないもの

- 財産分与請求権
- 生活保護受給権
- 身元保証債務

- 香典
- 扶養請求権
- 受取人指定のある生命保険金

- 墓地、仏壇・仏具、神具など
- 祭祀に関するもの
- 死亡退職金

などがあります。

※なお、生命保険金、死亡退職金は相続財産とはならず、遺産分割協議の対象とはなりませんが、相続税の課税対象にはなりますので、ご注意下さい。

► 相続財産の評価をどうするか？

民法上の遺産を引き継ぐ手続きでは、評価方法は定められていません。ですから、一般的には、時価で換算することになります。

ただ、遺産の評価では、評価方法により、相続税の評価額が変わってきたり、民法と税法上では、遺産の対象とその評価の扱いが異なるなど専門的な判断が必要です。

税理士や司法書士などの専門家のアドバイスを必ず受けて下さい。



遺産の
評価額



相続方法を決めよう！

相続方法の決定

相続の方法には「単純継承」「相続放棄」「限定承認」の3つの種類があります。

単純承認

単純承認とは、財産と債務を無条件・無制限に全て引き継ぐ方法です。

相続開始を知った時から3ヶ月以内（熟慮期間）に相続放棄または限定承認の手続きをとらない場合、自動的に単純承認となります。

また3ヶ月以内に相続方法を決定し手続きを進めていたとしても、相続財産の全部または一部を処分したときや、相続財産を一部でも隠匿し財産目録に記載しなかった場合は、自動的に単純承認したものとみなされます。くれぐれも注意してください。

相続放棄

相続放棄とは、被相続人の遺産のすべてを放棄し、一切の財産を相続しない方法です。

この相続放棄は、相続開始を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述しなくてはいけません。

相続財産には「不動産」や「現金」「株式」「自動車」などのプラスの財産もあれば、借金や住宅ローンなどのマイナスの財産も存在します。亡くなった方の遺産が、プラスの財産よりマイナスの財産の方が明らかに多い場合には、この方法を選択した方が良いでしょう。

3ヶ月という短い間ではありますが、よく調査して相続方法を決定してください。

限定承認

限定承認とは、被相続人の残した財産にプラスの財産とマイナスの財産があった場合、プラスの財産の限度においてマイナスの財産も相続し、それ以上のマイナスの財産を相続しない方法です。限定承認も相続人が、相続開始を知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に限定承認の申立をしなければなりません。

この際に、相続人が複数名いる場合、相続人全員で限定承認の申述をする必要があります。また、共同相続人のうち相続放棄をした方がいる場合は、残った相続人全員で限定承認の申述をする必要があります。なお、共同相続人のうち一人でも単純承認をし、または単純承認とみなされる行為を行った場合は、限定承認をすることができません。

もしも、3ヶ月を超えてしまった場合は、原則として「単純承認」をしたとみなされますのでご注意ください。

▶ 相続方法の決定期間の延長

相続人が相続開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、単純承認するか、相続放棄をした方がよいか、判断する資料が揃わない場合は、家庭裁判所に申立てをすることによって期間を伸ばすこともできます。

▶ 3ヶ月経過後の相続放棄

場合によっては相続開始があったことを知った時から3ヶ月経過後でも、相続放棄が可能な場合があります。こちらについては、個別にお問合せください。

※「相続放棄をした」という方がよくおられます BUT 実際には家庭裁判所による相続放棄の申立をしてるわけではなく、単純に相続財産を引き継がないという遺産分割協議をしている方が非常に多いです。

この場合は注意が必要で、プラスの財産を引き継がないだけでマイナスの財産、いわゆる借金は引き継ぐことになる可能性があります。しかも、相続放棄ができるのは原則相続開始を知った時から3ヶ月以内のため、知らない間に借金だけを負ってしまっているかもしれません。もっと詳しく知りたい方は弊所の無料相談にお越しください。

今月のお客様の声 ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります！

交野市 Nさん

一人で悩まず、専門の方のサポートを受けることで、気持ちが軽くなりました。料金も良心的で、お願いして良かったです。

次回TOPICテーマは
“相続財産の
名義変更手続き”です。
お楽しみに……

やなぎ総合法務事務所の家族信託・相続サポート

TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

